

昭和 35 年 4 月 14 日医発第 293 号「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」新旧対照表

新	旧
〔別添 1 の 1〕 医師及び歯科医師の免許申請書等の審査要領 <u>(オンライン申請した場合に限る)</u> 第一 免許申請について 1 申請は医師法施行令(以下「医師令」という。)第 3 条又は歯科医師法施行令(以下「歯科令」という。)第 3 条の規定により受理して差支えないか。 2 関係書類は洩れなく添付されているか。 イ 国家試験合格証書の写し ただし、申請時に合格した国家試験の施行年月、回数、受験地及び受験番号を入力した場合はこの限りでない。 ロ 外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別在留者は住民票の写し <u>(国籍等が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。(以下同じ。))</u>、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類 <u>(以下、「旅券等」という)の写し。</u>	〔別添 1〕 医師及び歯科医師の免許申請書等の審査要領 第一 免許申請について 1 申請書は医師法施行令(以下「医師令」という。)第 3 条又は歯科医師法施行令(以下「歯科令」という。)第 3 条の規定により受理して差支えないか。 2 関係書類は洩れなく添付されているか。 イ 国家試験合格証書の写し ただし、申請書に合格した国家試験の施行年月、回数、受験地及び受験番号を記入した場合はこの限りでない。 ロ <u>住民票の写し（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。(以下同じ。))又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本（市区町村の戸籍事務がコンピュータ化されている場合は、戸籍謄本は戸籍全部事項証明、戸籍抄本は戸籍個人事項証明とする。(以下同じ。))</u> ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し。 なお、申請書において出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合若しくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民

ハ 医師の診断書 <u>(削除)</u> 3 申請の<u>入力事項</u>に誤り又は<u>入力洩れ</u>がないか。 イ 罰金以上の刑に処せられたことの有無及び医事に関する犯罪又は不正の行為を行ったことの有無が洩れなく入力されているか。 ロ <u>外国籍の者の国籍は住民票又は旅券等の写しと合致するか。</u> ハ 外国籍の者で住民票又は旅券等の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可）。 二 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が入力されているか。 ※ 特に、上記ハに該当する者の場合、氏名欄及び通称名欄の双方に氏名が記載されている誤りがあるため注意すること。 ホ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が入力されているか。	<u>票の写しではなく、必ず本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付させること。</u> ハ 医師の診断書 3 申請書は様式に合致しているか。（医師法施行規則第1号書式又は歯科医師法施行規則第1号書式。ただし旧様式による申請書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。） 4 申請書の<u>記入事項</u>に誤り又は<u>記入洩れ</u>がないか。 イ 罰金以上の刑に処せられたことの有無及び医事に関する犯罪又は不正の行為を行ったことの有無が洩れなく記入されているか。 ロ <u>本籍（外国籍の者の場合は国籍。（以下同じ。））、氏名及び生年月日は住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本と合致するか。特に、氏名には留意すること。</u> ハ <u>住民票の写しの国籍・地域欄に「台湾」と記載されている外国籍の者の場合、申請書の本籍（国籍）欄に「中国」と記入されているか。</u> 三 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可）。 ホ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。 ※ 特に、上記二に該当する者の場合、氏名欄及び通称名欄の双方に氏名が記載されている誤りがあるため注意すること。 ハ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。 ト <u>申請年月日は脱洩していないか。</u>
---	---

4 <u>住民票の写し（外国籍の者の場合のみ）に不備な点はないか。</u> イ <u>国籍等が記載され、個人番号が記載されていないか。</u> ハ <u>謄本及び抄本であること及び認証する旨が明記されているか。</u> ニ <u>認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。</u> ホ <u>発行後 6 か月を経過していないか。</u> （注）経過している場合は別紙 1 「取扱要領」第一の第 3 項第 3 号参照	5 <u>納付する登録免許税に不備、不審な点はないか。</u> イ <u>申請書には登録免許税の納付に係る領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙が貼付されているか。また、収入印紙に不正使用の疑いはないか。</u> ロ <u>額の過不足はないか。</u> （注）「取扱要領」第一の第 2 項第 3 号参照 ハ <u>申請者が消印していないか。</u> （注）消印している場合には「取扱要領」第一の第 2 項第 2 号ハ参照 ニ <u>汚染又はき損していないか。</u> （注）汚染又はき損している場合は「取扱要領」第一の第 2 項第 2 号ニ参照 6 <u>住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本に不備な点はないか。</u> イ <u>住民票の写しについては、本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載され、個人番号が記載されていないか。</u> ロ <u>戸籍謄本又は戸籍抄本については、本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。</u> ハ <u>謄本及び抄本であること及び認証する旨が明記されているか。</u> ニ <u>認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。</u> ホ <u>発行後 6 か月を経過していないか。</u> （注）経過している場合は「取扱要領」第一の第 4 項第 3 号参照 ヘ <u>出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合、変更後の戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。</u> （注）誤って住民票の写しが添付されていないかを特に注意すること。
---	--

5 医師の診断書に不備な点はないか。 イ 被診断者の氏名、性別及び生年月日又は年齢(満年齢による。)に誤りはないか。 ロ 視覚機能、聴覚機能、音声及び言語機能、精神機能の障害に関して及び麻薬、大麻又はあへんの中毒者であるかないかに関して診断されているか。 ハ 診断書作成年月日、診断した医師の氏名及び診療科名、病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称及び所在地が記入されているか。 ニ 発行後 1 か月を経過していないか。 (注) 別紙 1 「取扱要領」 第一の第 3 項第 2 号参照 6 進達書の取扱について <u>オンライン申請は進達書の作成は不要。</u> <u>ただし、オンライン申請であっても都道府県から厚生労働省への進達が適切に行われるよう管理すること。</u> <u>(削除)</u>	<u>ト 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合、記入されている旧姓と合致する戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。</u> 7 医師の診断書に不備な点はないか。 イ 被診断者の氏名、性別及び生年月日又は年齢(満年齢による。)に誤りはないか。 ロ 視覚機能、聴覚機能、音声及び言語機能、精神機能の障害に関して及び麻薬、大麻又はあへんの中毒者であるかないかに関して診断されているか。 ハ 診断書作成年月日、診断した医師の氏名及び診療科名、病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称及び所在地が記入されているか。 ニ 発行後 1 か月を経過していないか。 (注) 「取扱要領」 第一の第 4 項第 2 号参照 第二 籍訂正申請について 1 <u>申請書は医師令第 5 条第 2 項又は歯科令第 5 条第 2 項の規定により受理して差支えないか。</u> 2 <u>戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。</u> <u>ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し及び申請の事由を証する書類(変更の履歴が記載されている住民票の写しが添付されている場合は、申請の事由を証する書類とみな</u>
--	---

	<u>すことが可能)、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類が添付されているか。</u> 3 <u>申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。</u> イ <u>本籍、氏名及び生年月日は戸籍謄本又は戸籍抄本と合致するか。特に氏名には留意すること。</u> ロ <u>住民票の写しの国籍・地域欄に「台湾」と記載されている外国籍の者の場合、申請書の本籍（国籍）欄に「中国」と記入されているか。</u> ハ <u>外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可）。</u> ニ <u>外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。記入されている通称名が住民票の写しと合致するか。</u> ホ <u>免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。</u> ヘ <u>訂正事項及び訂正事由に誤りはないか。</u> ト <u>申請年月日は脱洩していないか。</u> 4 <u>納付する登録免許税に不備、不審な点はないか。</u> イ <u>申請書には登録免許税の納付に係る領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙が貼付されているか。また、収入印紙に不正使用の疑いはないか。</u> ロ <u>額の過不足はないか。</u> (注) 「取扱要領」第一の第2項第3号参照
--	--

	<u>ハ 申請者が消印していないか。</u> <u>(注) 消印している場合は「取扱要領」第一の第2項第2号ハ参照</u> <u>ニ 汚染又はき損していないか。</u> <u>(注) 汚染又はき損している場合は「取扱要領」第一の第2項第2号ニ参照</u> <u>5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。</u> <u>イ 免許証記載の本籍地都道府県名、氏名又は生年月日の変更経過が明らかであるか。</u> <u>ロ 変更事由が発生した日以降に、戸籍の改製が行われている場合、改製原戸籍を添付すること。</u> <u>ハ 本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。</u> <u>ニ 謄本又は抄本であること及び認証する旨が明記されているか。</u> <u>ホ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。</u> <u>ヘ 発行後6か月を経過していないか。</u> <u>(注) 経過している場合は「取扱要領」第一の第4項第3号参照</u> <u>6 籍訂正申請のみを希望する場合は、都道府県において原本と相違ない旨の証明を行った免許証の写しを添付させること。なお、その場合、免許証の原本を添付することのないよう留意すること。(画像ファイルの添付)</u> <u>7 申請書は医師令第5条第1項又は歯科令第5条第1項に規定する期限内(変更を生じた日の翌日から起算して30日以内)に提出されているか。</u> <u>(注) 遅延している場合は「取扱要領」の第一の10項参照</u>
--	--

	<u>第三 登録の抹消申請について</u> <u>(注) 「取扱要領」 第一の第12、13項参照</u> <u>1 申請書は医師令第6条第1項又は歯科令第6条第1項の規定により受理して差支えないか。</u> <u>2 免許証が添付されているか。</u> <u>3 死亡又は失踪の理由による申請の場合は、それらを証する書類(死亡診断書、死体検案書、戸籍謄本又は戸籍抄本若しくは失踪宣告を証する書類等)が添付されているか。</u> <u>4 申請の理由がその他の場合、申請者に関して犯罪又は不正の事実があるか等について調査した上で、都道府県の意見を具して進達すること。</u> <u>第四 免許証書換え交付申請について</u> <u>1 申請書は医師令第8条第2項又は歯科令第8条第2項の規定により受理して差支えないか。</u> <u>2 戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。</u> <u>ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し及び申請の事由を証する書類（変更の履歴が記載されている住民票の写しが添付されている場合は、申請の事由を証する書類とみなすことが可能）、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類が添付されているか。</u> <u>3 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。</u> <u>イ 変更前の本籍、氏名及び生年月日は免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本と合致するか。</u> <u>ロ 変更後の本籍、氏名及び生年月日は戸籍謄本又は戸籍抄本と合致するか。</u>
--	--

	ハ <u>免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。</u> ニ <u>申請年月日は脱洩していないか。</u> 4 <u>免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。(ただし、籍訂正申請と同時に行なう場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を省略して差支えない。)</u> 5 <u>戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。</u> イ <u>免許証記載の本籍地都道府県名、氏名又は生年月日の変更経過が明らかであるか。また、免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、申請書の旧姓欄に記載された旧姓の確認を行うことが可能か。</u> ロ <u>本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。</u> ハ <u>謄本又は抄本であること及び認証する旨が明記されているか。</u> ニ <u>認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。</u> ホ <u>発行後6か月を経過していないか。</u> <u>(注) 経過している場合は「取扱要領」第一の第4項第3号参照</u> 6 <u>免許証が添付されているか。</u> <u>免許証は表面が外側になるように、中央で二つ折りにして「〇〇免許証」とある面を上にして添付すること。</u> <u>第五 免許証再交付申請について</u> <u>(注) 「取扱要領」第一の第14項参照</u> 1 <u>申請書は医師令第9条第2項又は歯科令第9条第2項の規定により</u>
--	--

	<u>受理して差支えないか。</u> 2 <u>申請書に記入洩れ等不備な点はないか。</u> イ <u>本籍、住所、氏名、生年月日、登録番号、登録年月日に記入洩れはないか。</u> <u>ただし、登録番号及び登録年月日が不明の場合は空欄で差支えない。</u> ロ <u>再交付の事由に誤りはないか。</u> ハ <u>申請年月日は脱洩していないか。</u> 3 <u>住民票の写し（本籍が記載され、個人番号が記載されていないものに限る。）又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本が添付されているか。</u> <u>ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し（国籍等が記載されたものに限る。）、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類が添付されているか。</u> 4 <u>住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。</u> イ <u>発行後6か月を経過していないか。</u> 5 <u>都道府県の意見書が添付されているか。</u> 6 <u>き損の理由により再交付を申請する場合は、き損した免許証が添付されているか。</u> 7 <u>納付する手数料に不備、不審な点はないか。</u> イ <u>申請書には、手数料に相当する額の収入印紙が貼付されているか。また、不正使用の疑いはないか。</u> ロ <u>額の過不足はないか。</u> ハ <u>申請者が消印していないか。</u> <u>（注）消印している場合は「取扱要領」第一の第2項第2号ハ参照</u> ニ <u>汚染又はき損していないか。</u>
--	--

	(注) 汚染又はき損している場合は「取扱要領」第一の第2項第2 <u>号ニ参照</u>
--	--

<u>〔別添１の２〕</u> <u>医師及び歯科医師の免許申請書等の審査要領（栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年８月20日厚生労働省令第132号によって改正された様式（書面）にて申請した場合に限る）</u> <u>第一 免許申請について</u> <u>１ 申請は医師法施行令(以下「医師令」という。)第３条又は歯科医師法施行令(以下「歯科令」という。)第３条の規定により受理して差支えないか。</u> <u>２ 関係書類は洩れなく添付されているか。</u> <u>イ 国家試験合格証書の写し</u> <u>ただし、申請書に合格した国家試験の施行年月、回数、受験地及び受験番号を記入した場合はこの限りでない。</u> <u>ロ 外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別在留者は住民票の写し（国籍等が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。（以下同じ。）、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類（以下、「旅券等」という）の写し。</u> <u>ハ 医師の診断書</u> <u>３ 申請書は様式に合致しているか。（医師法施行規則第１号書式又は歯科医師法施行規則第１号書式。ただし旧様式による申請書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。）</u> <u>４ 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。</u> <u>イ 罰金以上の刑に処せられたことの有無及び医事に関する犯罪又は不正の行為を行ったことの有無が洩れなく記入されているか。</u>	<u>〔新設〕</u>
--	--------------------

<u>ロ 氏名は個人番号カードの券面にある氏名と合致しているか。</u> <u>ハ 外国籍の者の国籍は住民票又は旅券等と合致するか。</u> <u>ニ 外国籍の者で住民票又は旅券等の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可）。</u> <u>ホ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。</u> <u>※ 特に、上記二に該当する者の場合、氏名欄及び通称名欄の双方に氏名が記載されている誤りがあるため注意すること。</u> <u>ヘ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。</u> <u>ト 申請年月日は脱洩していないか。</u> <u>5 納付する登録免許税に不備、不審な点はないか。</u> <u>イ 申請書には登録免許税の納付に係る領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙が貼付されているか。また、収入印紙に不正使用の疑いはないか。</u> <u>ロ 額の過不足はないか。</u> <u>（注） 別紙2「取扱要領」第一の第2項第3号参照</u> <u>ハ 申請者が消印していないか。</u> <u>（注） 消印している場合には別紙2「取扱要領」第一の第2項第2号ハ参照</u> <u>ニ 汚染又はき損していないか。</u> <u>（注） 汚染又はき損している場合は別紙2「取扱要領」第一の第2項第2号ニ参照</u> <u>6 住民票の写し（外国籍の者の場合のみ）に不備な点はないか。</u>	
---	--

<u>イ 国籍等が記載され、個人番号が記載されていないか。</u> <u>ハ 謄本及び抄本であること及び認証する旨が明記されているか。</u> <u>ニ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。</u> <u>ホ 発行後 6 か月を経過していないか。</u> <u>(注) 経過している場合は別紙 2 「取扱要領」 第一の第 4 項第 3 号参照</u> <u>7 医師の診断書に不備な点はないか。</u> <u>イ 被診断者の氏名、性別及び生年月日又は年齢(満年齢による。)に誤りはないか。</u> <u>ロ 視覚機能、聴覚機能、音声及び言語機能、精神機能の障害に関して及び麻薬、大麻又はあへんの中毒者であるかないかに関して診断されているか。</u> <u>ハ 診断書作成年月日、診断した医師の氏名及び診療科名、病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称及び所在地が記入されているか。</u> <u>ニ 発行後 1 か月を経過していないか。</u> <u>(注) 別紙 2 「取扱要領」 第一の第 4 項第 2 号参照</u> <u>8 進達書の取扱について</u> <u>イ 厚生労働省医政局医事課試験免許室が指定する様式を用いて作成されているか。</u> <u>ロ 様式内で指定された申請情報が記載されているか。</u> <u>ハ 氏名は個人番号カードの券面に記載のある氏名が正確に記載されているか。</u> <u>(削除)</u>	
---	--

<u>〔別添１の３〕</u> <u>医師及び歯科医師の免許申請書等の審査要領（改正省令による改正前の様式での免許の申請、籍訂正、再交付及び抹消の場合に限る）</u> 第一 免許申請について 1 申請書は医師法施行令（以下「医師令」という。）第３条又は歯科医師法施行令（以下「歯科令」という。）第３条の規定により受理して差支えないか。 2 関係書類は洩れなく添付されているか。 イ 国家試験合格証書の写し <u>ただし、申請書に合格した国家試験の施行年月、回数、受験地及び受験番号を記入した場合はこの限りでない。</u> ロ 住民票の写し（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。（以下同じ。））又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本（市区町村の戸籍事務がコンピューター化されている場合は、戸籍謄本は戸籍全部事項証明、戸籍抄本は戸籍個人事項証明とする。（以下同じ。）） <u>ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類（以下、「旅券等」という。）の写し</u> <u>なお、申請書において出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合若しくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付させること。</u>	〔新設〕
--	-------------

<u>ハ 医師の診断書</u> <u>3 申請書は様式に合致しているか。(医師法施行規則第1号書式又は歯科医師法施行規則第1号書式。ただし旧様式による申請書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。)</u> <u>4 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。</u> <u>イ 罰金以上の刑に処せられたことの有無及び医事に関する犯罪又は不正の行為を行ったことの有無が洩れなく記入されているか。</u> <u>ロ 本籍（外国籍の者の場合は国籍。(以下同じ。))、氏名及び生年月日は住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本と合致するか。特に、氏名には留意すること。</u> <u>ハ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可）。</u> <u>二 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。</u> <u>※ 特に、上記二に該当する者の場合、氏名欄及び通称名欄の双方に氏名が記載されている誤りがあるため注意すること。</u> <u>ホ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。</u> <u>ヘ 申請年月日は脱洩していないか。</u> <u>5 納付する登録免許税に不備、不審な点はないか。</u> <u>イ 申請書には登録免許税の納付に係る領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙が貼付されているか。また、収入印紙に不正使用の疑いはないか。</u> <u>ロ 額の過不足はないか。</u>	〔新設〕
--	-------------

(注) 別紙3「取扱要領」第一の第2項第3号参照 ハ 申請者が消印していないか。 (注) 消印している場合には別紙3「取扱要領」第一の第2項第2号ハ参照 ニ 汚染又はき損していないか。 (注) 汚染又はき損している場合は別紙3「取扱要領」第一の第2項第2号ニ参照 6 住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本に不備な点はないか。 イ 住民票の写しについては、本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載され、個人番号が記載されていないか。 ロ 戸籍謄本又は戸籍抄本については、本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。 ハ 謄本及び抄本であること及び認証する旨が明記されているか。 ニ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。 ホ 発行後6か月を経過していないか。 (注) 経過している場合は別紙3「取扱要領」第一の第4項第3号参照 ヘ 出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合、変更後の戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。 (注)誤って住民票の写しが添付されていないかを特に注意すること。 ト 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、記入されている旧姓と合致する戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。 7 医師の診断書に不備な点はないか。 イ 被診断者の氏名、性別及び生年月日又は年齢(満年齢による。)に	
--	--

誤りはないか。

ロ 視覚機能、聴覚機能、音声及び言語機能、精神機能の障害に
て及び麻薬、大麻又はあへんの中毒者であるかないかに関して診断
されているか。

ハ 診断書作成年月日、診断した医師の氏名及び診療科名、病院、診
療所又は介護老人保健施設等の名称及び所在地が記入されている
か。

ニ 発行後 1 か月を経過していないか。

(注) 別紙 3 「取扱要領」 第一の第 4 項第 2 号参照

第二 籍訂正申請について

1 申請書は医師令第 5 条第 2 項又は歯科令第 5 条第 2 項の規定により
受理して差支えないか。

2 戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。

ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票
の写し及び申請の事由を証する書類（変更の履歴が記載されている住
民票の写しが添付されている場合は、申請の事由を証する書類とみな
すことが可能）、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し
及び申請の事由を証する書類が添付されているか。

3 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ 本籍、氏名及び生年月日は戸籍謄本又は戸籍抄本と合致するか。
特に氏名には留意すること。

ロ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢
字（仮名を含む）で併記されている者の場合、医籍又は歯科医籍へ
の登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか（選択しな
かった文字を通称名として記載することは不可）。

ハ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、

<u>通称名欄に通称名が記入されているか。記入されている通称名が住民票の写しと合致するか。</u> <u>二 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。</u> <u>ホ 訂正事項及び訂正事由に誤りはないか。</u> <u>へ 申請年月日は脱洩していないか。</u> <u>4 納付する登録免許税に不備、不審な点はないか。</u> <u>イ 申請書には登録免許税の納付に係る領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙が貼付されているか。また、収入印紙に不正使用の疑いはないか。</u> <u>ロ 額の過不足はないか。</u> <u>(注) 別紙3「取扱要領」第一の第2項第3号参照</u> <u>ハ 申請者が消印していないか。</u> <u>(注) 消印している場合は別紙3「取扱要領」第一の第2項第2号ハ参照</u> <u>ニ 汚染又はき損していないか。</u> <u>(注) 汚染又はき損している場合は別紙3「取扱要領」第一の第2項第2号ニ参照</u> <u>5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。</u> <u>イ 免許証記載の本籍地都道府県名、氏名又は生年月日の変更経過が明らかであるか。</u> <u>ロ 変更事由が発生した日以降に、戸籍の改製が行われている場合、改製原戸籍を添付すること。</u> <u>ハ 本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により</u>	
--	--

<u>正しく戸籍が表示されているか。</u> <u>ニ 謄本又は抄本であること及び認証する旨が明記されているか。</u> <u>ホ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。</u> <u>ヘ 発行後6か月を経過していないか。</u> <u>(注) 経過している場合は別紙3「取扱要領」第一の第4項第3号参照</u> <u>6 籍訂正申請のみを希望する場合は、都道府県において原本と相違ない旨の証明を行った免許証の写しを添付させること。なお、その場合、免許証の原本を添付することのないよう留意すること。(画像ファイルの添付)</u> <u>7 申請書は医師令第5条第1項又は歯科令第5条第1項に規定する期限内(変更を生じた日の翌日から起算して30日以内)に提出されているか。</u> <u>(注) 遅延している場合は別紙3「取扱要領」の第一の第10項参照</u> <u>第三 登録の抹消申請について</u> <u>(注) 別紙3「取扱要領」第一の第12、13項参照</u> <u>1 申請書は医師令第6条第1項又は歯科令第6条第1項の規定により受理して差支えないか。</u> <u>2 免許証が添付されているか。</u> <u>3 死亡又は失踪の理由による申請の場合は、それらを証する書類(死亡診断書、死体検案書、戸籍謄本又は戸籍抄本若しくは失踪宣告を証する書類等)が添付されているか。</u> <u>4 申請の理由がその他の場合、申請者に関して犯罪又は不正の事実があるか等について調査した上で、都道府県の意見を具して進達すること。</u> <u>第四 免許証書換え交付申請について</u>	
--	--

<u>1 申請書は医師令第8条第2項又は歯科令第8条第2項の規定により受理して差支えないか。</u> <u>2 戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。</u> <u>ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し及び申請の事由を証する書類（変更の履歴が記載されている住民票の写しが添付されている場合は、申請の事由を証する書類とみなすことが可能）、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類が添付されているか。</u> <u>3 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。</u> <u>イ 変更前の本籍、氏名及び生年月日は免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本と合致するか。</u> <u>ロ 変更後の本籍、氏名及び生年月日は戸籍謄本又は戸籍抄本と合致するか。</u> <u>ハ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。</u> <u>ニ 申請年月日は脱洩していないか。</u> <u>4 免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。（ただし、籍訂正申請と同時に行なう場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を省略して差支えない。）</u> <u>5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。</u> <u>イ 免許証記載の本籍地都道府県名、氏名又は生年月日の変更経過が明らかであるか。また、免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、申請書の旧姓欄に記載された旧姓の確認を行うことが可能か。</u>	
--	--

<u>ロ 本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。</u> <u>ハ 謄本又は抄本であること及び認証する旨が明記されているか。</u> <u>ニ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。</u> <u>ホ 発行後6か月を経過していないか。</u> <u>(注) 経過している場合は別紙3「取扱要領」第一の第4項第3号参照</u> <u>6 免許証が添付されているか。</u> <u>免許証は表面が外側になるように、中央で二つ折りにして「〇〇免許証」とある面を上にして添付すること。</u> <u>第五 免許証再交付申請について</u> <u>(注) 別紙3「取扱要領」第一の第14項参照</u> <u>1 申請書は医師令第9条第2項又は歯科令第9条第2項の規定により受理して差支えないか。</u> <u>2 申請書に記入洩れ等不備な点はないか。</u> <u>イ 本籍、住所、氏名、生年月日、登録番号、登録年月日に記入洩れはないか。</u> <u>ただし、登録番号及び登録年月日が不明の場合は空欄で差支えない。</u> <u>ロ 再交付の事由に誤りはないか。</u> <u>ハ 申請年月日は脱洩していないか。</u> <u>3 住民票の写し(本籍が記載され、個人番号が記載されていないものに限る。)又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本が添付されているか。</u> <u>ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し(国籍等が記載されたものに限る。)、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類が添付されているか。</u>	
---	--

4 <u>住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。</u> イ <u>発行後6か月を経過していないか。</u> 5 <u>都道府県の意見書が添付されているか。</u> 6 <u>き損の理由により再交付を申請する場合は、き損した免許証が添付されているか。</u> 7 <u>納付する手数料に不備、不審な点はないか。</u> イ <u>申請書には、手数料に相当する額の収入印紙が貼付されているか。また、不正使用の疑いはないか。</u> ロ <u>額の過不足はないか。</u> ハ <u>申請者が消印していないか。</u> <u>(注) 消印している場合は別紙3「取扱要領」第一の第2項第2号ハ参照</u> ニ <u>汚染又はき損していないか。</u> <u>(注) 汚染又はき損している場合は別紙3「取扱要領」第一の第2項第2号ニ参照</u> <u>第六 進達の実施について</u> <u>都道府県から厚生労働省へ進達する申請分が、進達書に記載した内容から正確に特定可能なように進達書を作成すること。</u>	
---	--

